

冷凍空調設備業者・整備業者・充填回収業者の皆様へ

フロン排出抑制法が平成 27 年 4 月に施行され、圧縮機定格出力が 7.5kW 以上の業務用冷凍空調機器は十分な知見を有する者による定期点検が義務付けられました。定期点検の対象機器と頻度は、下表となります。

製品区分	圧縮機の定格出力	点検頻度
冷蔵機器及び冷凍機器	7.5kW 以上	1 年に 1 回以上
エアコンディショナー	50kW 以上	1 年に 1 回以上
	7.5kW 以上 50kW 未満	3 年に 1 回以上

エアコンディショナーの 7.5kW 以上 50kW 未満の定期点検は 3 年に 1 回以上ですので、法施行後 3 年目に当たる平成 29 年度にこの機器の定期点検が集中することが予想されます。

「十分な知見を有する者」として第二種冷媒フロン類取扱技術者資格がその 1 つです。貴社の技術者が第二種冷媒フロン類取扱技術者資格を取得していなければ、この機会に是非、ご取得いただきたくお願い申し上げます。

なお、RRC 登録回収技術者資格をお持ちの方は、通常受講料 21,000 円（税別・テキスト代込）から 5,000 円（税別）引きとなります。

資格取得のご案内は、当機構 [「資格認定」](#) を参照願います。